

告 示

埼玉県告示第七百六十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する）。

平成二十八年六月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年五月二十六日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人日体ボート&アスレチック倶楽部
- 三 代表者の氏名
天 野 敏 之
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県戸田市本町五丁目四番五号プリムローズ戸田公園一〇一号室
- 五 定款に記載された目的
この法人は、戸田オリピックコース及び荒川中流域の周辺の地域住民、その周辺地域においてスポーツ活動を行う者に対し、ボートをはじめとする様々なスポーツ関連事業を行い、スポーツの振興やスポーツ交流人口の拡大、ボートのまちづくり推進に寄与することを目的とする。